

都市計画案に係る意見の要旨及び都市計画決定権者の見解 (八事天白溪線について)

1 意見書の提出状況

意見書受付期間	令和4年5月13日～令和4年5月27日
意見書提出数	6通

2 都市計画案に係る意見の要旨及び都市計画決定権者の見解

(1) 都市計画の変更

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
・八事天白溪線の一部区間の廃止に賛成する。今後早く都市計画変更の決定がなされることを希望する。	・本審議会において可決されましたら、速やかに都市計画変更の手続きを進めてまいります。

(2) その他の要望事項

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
・下池公園北側の道路は幅が狭く、車同士のすれ違いや大型車、緊急車両の通行に支障があるため、都市計画変更後に5mへの拡幅整備を要望する。 ・下池公園北側の道路幅が広がると通行車両が増えるため、現状の道路幅を維持し、修復が必要な箇所のみ対応して欲しい。 ・下池公園北側の道路幅が広がると通行車両が増え、通行速度が早くなる。5m又は6m以内で整備して欲しい。 ・この地域には歩行者の安全が守られていない道路がある。スピード規制、注意喚起等、歩行者の交通安全対策が必要である。	・下池公園北道路につきましては、本市において検討し、地元の方々のご意見を聞きながら調整してまいります。 ・周辺道路の交通安全に関するご意見については、道路管理者や交通管理者へ申し伝えてまいります。

都市計画案に係る意見の要旨及び都市計画決定権者の見解 (東山公園について)

1 意見書の提出状況

意見書受付期間	令和4年5月13日 ～ 令和4年5月27日
意見書提出数	13通

2 都市計画案に係る意見の要旨及び都市計画決定権者の見解

(1) 都市計画の見直しの考え方

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
・ 今後も住み続けたいと望む住民を立ち退かせてまで公園をつくる必要はなく、都市計画公園は廃止すべきである。 ・ 東山公園の計画変更について基本的な方向性は支持するが、削除区域と非削除区域の地域住民を分断することになることについては賛成できない。削除対象区域を現在の宅地まで含めることにより、地域に樹林地を残しながら、地域住民が分断されることなく、緑の豊かな地域に住み続けられるように要望する。 ・ 公園の削除を希望する住民はすべて削除対象とし、安心して住み続けられるようにしてほしい。 ・ 東山公園は山手植田線で分断され、公園としての一体性は失われているなかで、市は削除されない区域を公園として残す理由を、公園機能を発揮するためにまとまった公園を整備する必要があると説明しているが、整合性がとれていない。	・ 東山公園は、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用に供することを目的とした総合公園として都市計画決定しており、自然豊かな環境が残された貴重なエリアとなっています。「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第2次）」に基づいて、都市計画を継続し、緑を保全してまいります。 ・ 都市計画の見直しは、「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第2次）」に基づいて行っております。当該地区において、まとまりのある樹林地や、公園整備のために市が既に取得した土地が多く含まれる区域については、原則として公園計画を維持する考えです。なお、当該地区は、2038年度以降の事業着手を予定しており、関係権利者の皆様の生活再建に配慮しながら整備を進めてまいります。 ・ 東山公園は、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用に供することを目的とした総合公園として都市計画決定しています。公園は複数の都市計画道路を跨いでいますが、動植物園や運動施設など、ある程度のまとまりのある区域で供用しています。当該地区についても、まとまりのある樹林地を中心に公園として整備してまいります。

(2) 緑地等の保全

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
- 公園整備がずっと先であれば、名古屋市の土地を含め、地域住民によって、自然環境を保全し、心豊かに過ごせる場所とすることができるようにしてほしい。 - 公園内で緑を守りながら人が生活する、全国でどこにも見られない自然を活かした夢のあるまちづくりをしたい。	- 当該地区は、2038年度以降の事業着手を予定しており、それまでの間にオアシスの森づくり事業（借地対応）を順次行っており、当該地区の事業内容や時期などは未定ですが、開始する際には説明会を開催し、ご意見を伺いながら検討してまいります。 - 本市では、公園整備のほか、風致地区などの地域地区を活用して緑地保全施策に取り組んでおります。ご意見については関係部署と共有し、今後の参考とさせていただきます。

(3) 生活等への影響

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
- 公園から外され固定資産税が増えると、これまでのような庭の管理が困難になり、安全・安心な生活が継続できなくなる。東山公園から外す案は、単なる増税の手段となっているため反対する。 - 東山公園の変更については、住民説明会の内容を了解する。下池公園北側の通路は、現況道路の拡幅整備と併せ、今後も通学路として活用できるよう検討してほしい。 - 自宅周辺の私道を修理してほしい。	- 都市計画公園緑地の区域内の土地は、一定の建築制限がかかるため、固定資産税の算出の基礎となる土地の評価額を減価補正しておりますが、区域から削除されるとその対象から外れ、段階的に通常の評価額に戻ることになります。 - 下池公園北側の通路については、公園北道路の方針を踏まえて公園部局と調整してまいります。 - 原則、私道は関係者が修理をしていく道路となります。なお、私道の簡易舗装については、関係地権者の同意など一定の要件を満たせば、市が工事を行う制度がありますので、ご相談ください。

都市計画案に係る意見の要旨及び都市計画決定権者の見解 (風致地区について)

1 意見書の提出状況

意見書受付期間	令和4年5月13日 ～ 令和4年5月27日
意見書提出数	1通

2 都市計画案に係る意見の要旨及び都市計画決定権者の見解

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
・ 東山公園は、良好な自然的景観と居住環境が維持されている。これからの世代に良い環境をどのように残すのかを考え、将来のための都市計画をすべきであり、風致地区の指定を外すことに反対する。	・ 風致地区は、都市における良好な自然的景観を維持するため、特に必要とされる地区を指定しており、東山風致地区は、東山公園を中心とする区域を指定しています。東山公園から除外することとなる八事天白溪線廃止区間周辺の一部区域については、用途地域の変更にあわせ、風致地区の追加と削除を行います。これ以外の区域については、風致地区の指定を継続してまいります。